

小阿賀野川緊急整備事業 地元説明会開催



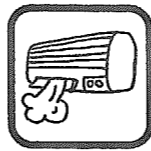
小阿賀野川と能代川の合流点（写真中央は木津地区）

11月15日、二本木地区コミュニティセンターで、新潟土木事務所治水課等による小阿賀野川緊急整備事業について、関係者への説明会が行われました。この事業は、今年7月の集中豪雨による被害が村松町や五泉市などで出たため、能代川の整備が行われることにより下流である小阿賀野川への影響が考えられることから、能代川の合流点から信濃川までの約6・5kmの堤防等の整備を行うものです。国から認可があり次第、測量・調査等を行い、平成16年度までに整備を完了する予定です。

12月は「大気汚染防止推進月間」です

自動車の交通量の増加、ビルや家庭の暖房の影響、さらに冬季特有の気候条件などにより、12月は窒素酸化物等の大気汚染物質の濃度が一年中で最も高くなる時期です。

12月は「大気汚染防止推進月間」です。私たちが一人一人が大気汚染



について考え、大気汚染の防止に取り組むことが大切です。



自動車を駐車させているときはエンジンを切る、冬季のエアコンなどの温度を下げる、節電に努めるといったことにより、大気汚染を防ぎましょう。

火をつけたままでの給油は厳禁！

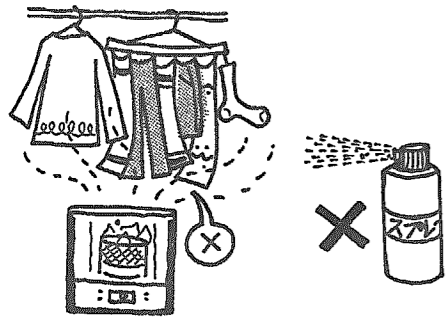
〈石油ストーブなどの安全な取り扱い〉

本格的な冬を迎え、頻りに暖房器具を使用する時季です。最近ではエアコンが普及していますが、ストーブを使う機会も多いでしょう。特に石油ストーブは移動が簡単で、操作も難しくないので、一般家庭や作業所などで広く使われています。

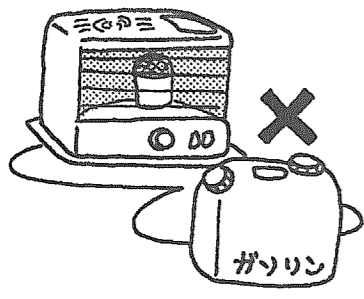
しかし、火をつけたまま給油するなど、使う人の不注意による火災も多くみられます。慣れた器具の取り扱いだからこそ、細心の注意が必要です。

ストーブの火災を防ぐために、次の主な事項に注意しましょう。

- ストーブの近くに紙や衣類など燃えやすいものを置かない。
- ストーブの近くでヘアスプレーなどの引火の危険があるものは使用しない。
- ストーブの上方に洗濯物を干さない。



石油ストーブなどに灯油を補給する場合は、火は必ず消し、あふれ出ないように注意しながら、給油中はその場を絶対に離れないこと。



- カーテンなどがストーブに接触しないようにする。
- 石油ストーブは灯油以外にも給油しないこと。いつもと違うにおいがしたら、使用するのをやめましょう。

- 自動消火装置付きを使用。外出するときはや寝るときには、必ず火が消えていることを確認する。
- 地震のときなどの振動により転倒しないよう、固定する必要があるストーブはきちんと固定する。
- 安全装置等が故障していないか、十分な点検・整備を行う。
- 灯油用の容器は金属製、ポリエチレン製で、給油後は必ず栓を締め密閉する。
- 保管場所は直射日光を避けた冷暗所とし、火気を扱う場所から遠ざけ、落下物によって容器が破損しないようにする。

芸術の秋！ 町内各地で 文化祭



演劇（小杉文化祭）

芸術の秋！町内各地で文化祭が開催されました。11月3日（文化の日）には、小杉地区コミュニティセンターで小杉文化祭が開催され、子どもたちによる踊り、婦人会による民謡や大正琴、有志による演劇などをステージ上で披露。日頃練習した成果を思う存分発揮、終始拍手と笑い声の絶えないうちにぎやかな文化祭となりました。



もちつき（横越上収穫祭）

同日、横越勤労者体育センターで開催された二本木地域文化祭には、地区主催の親子ふれあい事業の写真展示、小学生とPTAの絵画、クラブで製作した掛け軸、生け花などの展示、梨やリンゴ、ねぎなど農産物展示と販売、テレビゲームコーナーなどがあつたほか、二本木在住の

また、小杉地区の人たちが作った絵画や焼物などの展示、「小杉文化祭10年のあゆみ」と題した写真展も好評でした。横越上地区の集落開発センターでは収穫祭が行われ、地域のみなさんの写真や手芸作品、生け花、菊などの展示、あつあつの豚汁やつきたての餅などが振る舞われたほか、コシヒカリや清酒、荒巻鮭の抽選会も行われ、地区の人たちで大賑わいとなりました。



豚汁のサービス（沢海文化祭）

清野修治氏の本版画展が催され、色とりどりの芸術・県展入選作品などを、訪れた人たちは丹念に鑑賞していました。このほかにも、11月19日には沢海地区、11月26日には木津地区、10月29日には小学校と中学校でも文化祭が開催され、各地区・各学校での特色ある催しに、多くの人たちが芸術の秋を楽しみました。



農産物品評会（二本木地域文化祭）

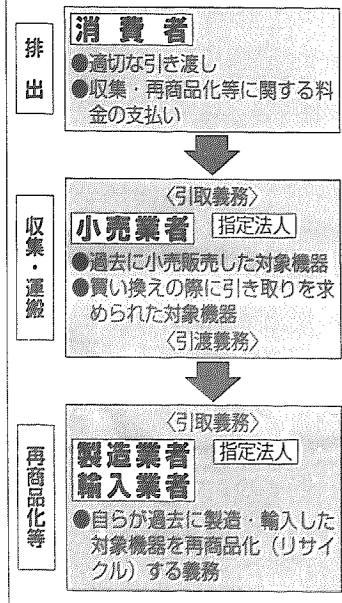
家電リサイクル法が始まります

来年4月にスタートする「家電リサイクル法」は、家電のリサイクルについて製造業者、小売業者、消費者がそれぞれ役割分担と責任を担う新しいリサイクルシステムです。

家庭からごみとして出される家電製品には、プラスチック、ガラスなど再利用できる資源がたくさん含まれていますが、ほとんどリサイクルされないまま、粉砕処理や埋め立てなどで捨てられているのが現状です。この法律は、こうした家電製品の資源を有効に活用し、適正な廃棄物処理をするためのリサイクルの新しい仕組みです。リサイクルの対象となるのは、家庭での普及率が高いテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンの4品目。この4品目で使用済み家電の約8割を占めています。家電リサイクル法の下では、使用済み家電はそれをつくった

製造業者に戻され、製造業者がリサイクルの義務を負うこととなります。また、家電製品を売る小売業者、それを購入し利用する消費者も、それぞれリサイクルについて役割を分担しなければなりません。消費者の役割分担は、不要になった家電が出たときに小売業者にそれを引き渡し、リサイクルにかかる収集・運搬、再商品化などの処理費用を負担することです。負担額は、製品によって異なりますが、リサイクル費用が2千4百円～4千6百円となっており、さらに収集・運搬費用が別途かかります。

家電リサイクル法による再商品化の流れ



家電リサイクル法は、私たち消費者が起点です。使用済みになった家電は不法投棄せず、きちんとリサイクルしましょう。